

デジタル化による年末調整の新しいあり方に向けた提言

[別紙資料]

2021年6月3日
社会的システム・デジタル化研究会
(通称 Born Digital 研究会)

Ver. 1.0

調査報告

オーストラリア “Single Touch Payroll” について

2019年12月24日
弥生株式会社

Ver. 2.0

本文書の位置付け

- 本文書は、デジタル化によって効率的な社会的システムを実現することを目的に、弥生株式会社によって自主的に行われた調査の結果である。本文書の内容については、できるだけ正確であることを目指しているが、弥生株式会社はその完全性・正確性に関し、一切の保証を提供しない。
- 主な更新履歴
 - V1.0 (2018年11月5日): 初稿
 - V1.5 (2019年11月13日): 2019年10月の追加調査を追記
 - V2.0 (2019年12月24日): 「“Tax Compliance by Design”に関する勉強会」向け一部見直し

1. Single Touch Payroll(STP)に関する調査/ヒアリング実施概要

- オーストラリアでは、2018年7月より、給与支払の電子的かつリアルタイムでの報告制度を Single Touch Payroll(STP)という名称で導入した。
 - 当初は従業員数20名以上の中規模事業者での義務化だが、この先は全事業者への義務化を予定している。
- 本調査の目的は STP の制度を理解することと同時に、その目的、導入までの経緯、これからの計画などを理解することである。
 - 調査は2018年10月31日～11月2日に、オーストラリア現地で実施した。
 - 訪問先は、ATO(オーストラリア国税庁)、KPMG(監査法人/会計事務所)、MYOB(会計ソフト大手)、Xero(会計ソフト大手)、Rose Partners(会計事務所)である。
 - 以下では、特段の注記がない限り、出所はATO。ATO以外の見解が含まれている箇所についてはその旨を付記する。
 - 追加調査を2019年10月28日に、オーストラリア現地で実施した。追加調査時の訪問先は、ATOである。

[参考情報] オーストラリアの税制

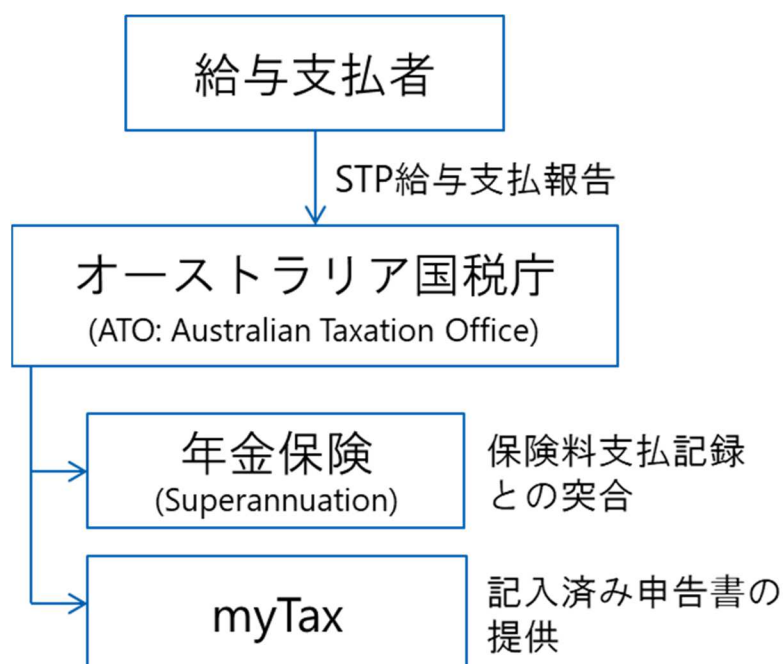
- オーストラリアは、人口2,470万人(2017/9)、事業者数212.1万社(2016/2)
 - 人口で日本の約1/5、事業者数では約1/2。
- 税制を含むオーストラリア市場全般については、以下の資料を参照のこと。
 - 「Doing Business in Australia オーストラリアにおける企業設立および税務等に関するガイド【改定版】」(JETRO),
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2018/fbac23db6a49a624/rp-au201808.pdf
 - 「オーストラリアの税制事情 対豪州投資のための日系企業向けガイド」(Ernst & Young,

Australia),

[https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-the-australian-tax-landscape-bilingual/\\$FILE/EY-the-australian-tax-landscape-bilingual.pdf](https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-the-australian-tax-landscape-bilingual/$FILE/EY-the-australian-tax-landscape-bilingual.pdf)

- “Small Business Counts - Small Business in the Australian Economy -” (Australian Small Business and Family Enterprise Ombudsman),
https://www.asbfeo.gov.au/sites/default/files/Small_Business_Statistical_Report-Final.pdf

2. STP の概要



[出所] ATO の情報を元に当社作成

- STP(Single Touch Payroll)は、事業者による給与支払報告を、電子的に、かつリアルタイムで実施する制度。
 - 原型は 2013 年にイギリスで導入された RTI(Real Time Information)。
- 詳細は、ATO による STP 特設サイトを参照のこと。
 - <https://www.ato.gov.au/Business/Single-Touch-Payroll/>

3. STP 導入までの道のり

3.1. STP 導入の経緯

- オーストラリアは Commonwealth(英国旧統治領による国際連合組織)に加入していることもあり、イギリスの法制度を数年遅れで追うことが多く、STP もイギリスの RTI の影響を受けている。

- ただし、単純に真似したのではなく、RTI での課題を研究し、それを活かしている。例えば、RTI は Delta(変化分)を報告し続けるが、その仕組みでは過去に間違いがあった場合の修正が複雑になる。STP では常に Year To Date(YTD, 累積)を報告する。これであれば、同一年度中であれば過去に間違いがあっても、直近の報告で正しい値にすれば解消される。また年度の途中から開始する場合も、単純にその時点での YTD を報告すれば良い。
- 構想が ATO 内部で生まれたのが 2012 年から 2013 年にかけて、それから約 6 年で導入に至った。
 - ATO が案としてまとめ、財務省(Treasury Dept.)に持ち込み、そこから国会(Parliament)での決議を経て正式に導入が決定された。
 - もともとはリアルタイムでの報告(Reporting)および納税(Payment)を目指していたが、リアルタイムでの納税に対しては反発が強く見送りとなった(結果として納税は月次もしくは四半期という従来のスケジュールのままであり、納税が一年に一回ということではない)。
 - 国会を通過したのが 2016 年 9 月、その後 2017 年 7 月に任意適用が始まり、2018 年 7 月に中規模事業者(従業員 20 名以上)への強制適用が始まった。
 - 小規模事業者(従業員 20 名未満)については、さらなる国会決議を経て、もともとは 2019 年 7 月から強制適用が始まるはずだった。しかし現在、政局が流動化していることの影響を受け、これは難しい見通し。おそらく早くも 2020 年 7 月からになるだろう。(注記: 2019 年 10 月の追加調査時点では、当初の予定通り 2019 年 7 月から強制適用が始まったことが明らかになった。)
- システムの仕様は 2016 年の早い段階(国会通過前)から公開し、ソフトウェアベンダー(SV)などとのコミュニケーションを重視してきた。
 - 2017 年 7 月の任意適用まで、走りながら仕様を随時見直した。現状ではだいぶ落ち着いており、マイナーな見直しになってきている。

3.2. STP 導入の状況

- 2018 年 7 月から中規模事業者での強制適用が始まっているが、2018 年 10 月時点で実際に STP で報告を行っているのは対象事業者のうち 30~40%程度。
 - 任意適用の小規模事業者(下記参照)とあわせ 5 万事業者程度が利用中。
 - まだ STP に対応していない事業者については、なぜ対応できないのか、いつ対応するのかコミュニケーションをとっている状況。利用しているソフトウェアの対応が間に合っていないなどの理由がある。現在は柔軟に適用延期(Deferral)を認めている。
 - 中規模事業者については、2019 年 6 月までには対象事業者の 95%が STP での報告を行うことを目指している。
 - STP での報告を行わないことに対するペナルティは存在する(税申告漏れと同様の考え方、毎回数百ドル程度で、積み重なれば数千ドル以上になりうる)が、実際には発動していない。ペナルティを発動するのは早くても 2020 年 7 月以降ではないか。
- STP 報告は自社で行っても、外部に任せても良い。
 - 自社で給与計算を行い、そのまま STP 報告をするケースもあれば、給与計算を会計事務所(Tax agent)や給与計算代行業者(Payroll provider)に任せているケースについては、委託先から STP 報告をすることになる。

- 給与計算ソフトに STP 接続機能が組み込まれていることもあれば、別ソフトと連携することもある。STP は SBR2(Standard Business Reporting 2)という標準的な規格の上で実装されているが、SBR2 対応に苦勞することもある。この場合、既存の SBR2 対応ソフトと連携する。ただ、この際、SBR2 対応ソフトが従量課金となっており、結果的にコストがかさむことが問題となっている。
- 小規模事業者への強制適用はまだこれから。上述のように、当初の予定より少なくとも一年は遅れる(=2020年7月)見込み。
 - 一方で、2017年から任意適用している小規模事業者も存在する。現在では2万事業者弱。
 - 最終的に小規模も含め、ほとんどの事業者が STP で報告するようになるのは2024年頃になるのではないかと考えている。
 - その際も、ペナルティの発動は慎重に行う。
 - 無理やり進めると、反動もあるので、丁寧にコミュニケーションを取りながら、かなり慎重に進めている。
- 小規模事業者のうち、零細(Micro、従業員4名まで)の層では、紙や Excel で給与業務を行っていることも多く、この層への浸透が最も大変。コストもネックになる。この層からすると、これまでのやり方ではコストが発生しないのに、なぜ STP に対応してコストを負担しなければならないのか、となる。
 - このため、特に零細層向けに目安として月額 A\$10 ぐらいで利用できるソリューションを募ったところ、20~30 の SV が提供意向を示した。なかには、フリーミアムで、ある一定範囲までは無償というものもある。ただし、機能はあくまでもミニマム。充実した機能にはお金を払ってくれということ。
 - ATO として、どこかのソフトウェアを推奨することはないし、補助金を出すこともない。あくまでも選択肢として一覧を提供し、後は事業者が自分で調べて自分にあつたものを選んで欲しいというスタンス。

4. STP のメリット

- STP のメリットが一番大きいのは行政。だからこそ、行政主導で導入を進めてきた。
 - データとして、なおかつリアルタイムで受け取ることで、行政側の業務を効率化できる。
 - さらに、年金(Superannuation)の保険料の未納を発見することにもつながっている。本来年金保険料として受領すべき額と、実際に納付されている額に\$2.8B(2,500 億円弱)ものギャップがある。これは、事業者が従業員には年金保険料を納めていると見せかけながら、実際には納付していないケースが、小規模事業者を中心に多いということ。これは事業者間で、真面目に納付している事業者に対し、していない事業者が不公平な競争力を持つことになり、是正が必要。
 - むしろこの年金保険料未納問題が主たる導入の理由という見方もある。この問題は昔から存在するが、これまでは従業員による訴えがあつて初めて動くことができた。STP によって、ATO が能動的に調査を行うことができるようになった。年金保険料未納は企業にとって、信用問題につながるため、戦々恐々としている。例えば(小規模なフランチャイズが多いからだと思われるが)7-11 など。(KPMG)

- STP では給料の支払い額を報告する。これに合わせ、納付すべき年金保険料も明らかになり、これも報告する。このデータと年金保険料の納付額を比較することによって、上記のような不正が明らかになる。
- オーストラリアでは ATO が年金の一部業務(注記: おそらく保険料收受業務、逆に年金給付は別省庁)も管理している。
- STP のメリットの一つは透明性(Transparency)。これは従業員にとってのメリットとなっている。
 - 事業者が STP で報告をすると、その内容を従業員が myGov という ATO のポータルで確認することができる。これによって、従業員は年金保険料も含め、自分の情報が正しく報告されているかを随時確認することができる。
 - 従業員は全て自分で税務申告(Tax return)する必要がある(注記: 日本のような年末調整制度は存在しない)が、STP 報告されていれば、その内容は申告(Tax return)時に記入済み(Pre-filled)となるため、申告の手間が軽減される。
 - 従業員にとっては、即時性というメリットもある。例えば、7 月に退職したとすると、紙の源泉徴収票(Payment summary)を発行してもらえるのは、翌年(税務年度である 6 月末以降)となってしまう。これが STP であれば、紙の源泉徴収票を待つ必要がない。
- STP は事業者にとってもメリットのある仕組みである。
 - 給与計算/支払い業務に組み込まれることによって、業務が平準化される。これまでであれば、年に一回の報告であり、その前の業務負荷が重かった。
 - ペーパーレス化も進む。STP で報告するようになれば、年度末に従業員に発行していた源泉徴収票(Payment summary)の発行は不要になる。また、行政に提出していた支払調書(Year-end report)も不要となる。
 - 2020 年には、定期的に行政に提出している BAS(Business Activity Statement、事業活動報告: GST や源泉所得税の申告を行うために毎月または四半期ごとに提出)のうち、給与支払に関する部分(W1: 給与等支払額、W2: 源泉徴収額)を記入済み(Pre-filled)とする予定。

5. ソフトウェアベンダー(SV)による対応

- ATO は STP の円滑な導入のためには、「コミュニティ」の理解が大事であると考え、丁寧なコミュニケーションを心掛けてきた。特に SV(ATO の表現では Digital Service Provider, DSP)については、密にやり取りしている。
- 一方で、少なくとも一部の SV については、あまりに急に導入されたため、対応ができていない。(KPMG)
 - 有名などころでは、SAP はまだ対応ができておらず、SAP が一括で 2019 年 3 月までの適用延期(Deferral)を受けている。
 - 一部の SV では現時点でβテストを行っている状態。
 - STP で報告される内容に問題があってはならないため、複数の SV から KPMG に対し、仕様確認の依頼を受けている。
- ATO は歴史的に、厳しいデッドラインを設け、一方でそれを柔軟に延長する傾向がある。(MYOB)

- まず厳しいデッドラインを設定することによって、関係者を追い立てている。STP もまさにその状況。
- 結果的に SV による対応はかなり綱渡りだった模様。
 - MYOB は、βテスト(pre-check)を開始したのが、2018 年 2 月で、正式なサービス開始は 2018 年 4~5 月。つまり任意適用には到底間に合っておらず、本格適用に何とか間に合わせた状態。任意適用に対応した SV はごく一部だった。
 - Xero は中規模事業者への強制適用開始となる 2018 年 7 月にサービスをスタートした。
- STP は、SBR2 という規格に基づいており、STP に対応することは、SBR2 対応をするということでもある。
 - SBR2 は国際規格であり、特別なものではない。ただし、対応がなかなか難しいということも認識している。
 - MYOB の場合は、税務申告用ソフトウェア(Accounting Practice Software)で既に SBR2 対応を行っていたので、まだ対応が容易だった。それがなければより大変だったはず。(MYOB)
- STP では、報告の正当性を示す仕組みが十分に考慮されていなかったため、何をもって正当とみなすか、混乱が生じている。
 - ATO としても、ここはもう少しうまく作ればよかったと考えている。
 - このため、SV が Tax agent/BAS agent でなければならないのではないかと、いった混乱も生まれている。(KPMG)

6. STP の今後

- Ph-2 としては、STP で得られた情報を福利厚生当局(Welfare agency)に共有することの準備を進めている。
 - Centerlink(雇用保険的なセーフティネットの仕組み)は所得によって支給額が変わる仕組みのため、STP の情報を使うことによって不正受給を把握できる。(KPMG)
- Ph-3 としては、まだ構想段階であり、実現は 2024 年以降ぐらいになるだろうが、地方行政(Local & state government)に情報を共有することを考えている。
 - 例えば、外形課税的な意味合いのある Payroll tax は地方税だが、STP のデータを利用できれば、業務が効率化する。
- 今回はいったん断念したが、リアルタイムでの納税(Payment)についても、どこかで再チャレンジは必要だと考えている。
 - 一方で、オーストラリアでは、納税は後回しにできるものと位置付けられており、事実上国内最大の信用ライン提供者となっている。(R.P.)
 - 税金の支払いが遅れても金利で 3%程度要求されるにとどまり、これは銀行から借り入れるよりも低い。(Xero)
 - このため、実際にリアルタイムに納税を求められるようになると、経済に大きな影響が生じるのではないかと。(R.P./Xero)
- STP によって、個人の所得税申告は簡素化される。STP によって、所得面の情報はほぼ揃う。

- 別途銀行などからの利子支払い情報や配当の支払い情報を入手しており、これらと STP を組み合わせれば一般的な個人については、所得面を Pre-filled できる。
- 控除面についての情報入手はまだこれから。ただし、控除に関しては、基礎控除だけ自動入力し、それ以外はメリットを受けたい納税者が埋めるということでもよいのではないか。納税者が入力した分は、より入念に精査されることになるだろう。
- 税務当局として把握している情報に自信があれば、全て Pre-filled してしまい、更新も認めない(Lock)してしまうというやり方もある。Denmark はこの方式。ATO としては、Pre-filled しつつ、更新は認める考え方。ただし、上記のように更新はより入念に精査されることになるだろう。将来的に情報の網羅性が高まれば、Lock してしまうという考え方もあるだろう。
- 2024 年頃には Pre-filled で完結する割合が高まるのではないか。
- 取引の捕捉(Transaction level reporting)に関しては、発想としてはありとしつつ、具体的な構想には至っていない。
- NZ では、Payday Reporting という名称で STP と同様な仕組みが 2019 年 3 月に導入される。NZ では小規模事業者も含めて一気に導入される。これも含め、行政サービスのデジタル化は世界的なトレンド。シンガポールでは、Transaction level reporting に踏み込む予定で、補助金を出して導入を進めている(注記: 既に導入済みなのか、これからなのかは、要確認)。ロシアやインドなどでも Transaction level reporting に向けて進んでいる。(Xero)

7. 考察(弥生)

- 自己申告制度のオーストラリアと年末調整制度が存在する日本では異なる部分も多いが、情報を発生源で電子化し、それを一貫してデジタルで処理をする(Straight Through Processing)という発想は日本でも有効ではないか。
- 電子化を単一業務の効率化に留めるのではなく、関連する業務のあり方までデジタルを前提として見直すことによって大きな成果を生むことができる。
 - Single Touch Payroll は、給与支払報告の電子化リアルタイム化だけを目指したものではない。
 - 直接的な効果として、年金保険料の未納問題に活用されており、今後は、雇用保険や地方税などへの活用も予定されている。
- 媒体を電子化するという発想ではなく、業務のあり方そのものを見直すというデジタル化の発想が必要ではないか。
 - Single Touch Payroll の情報を活かし、記入済み申告書が一般的になると、自己申告制度は形式的なものとなりうる。
 - 日本においても、給与支払報告が電子化リアルタイム化されると同時に、保険料控除証明書などの証憑も電子化されると、年末調整業務は全てデジタルで完結しうる。もっと言えば、行政側で情報を収集し、一括して処理、事業者/従業員は結果を確認するだけ、という年末調整業務の形式化も可能ではないか。
 - 給与支払報告が電子化リアルタイム化されるとすると、極論ではあるが、社会保険料の算定業

務も不要になるのではないか。現状の社会保険料の算定業務は限られた情報で保険料をみなし的に算定する仕組みであり、年間の給与にばらつきがある場合などに適切に対応できていない(逆に対応しようとして複雑な仕組みになりつつある)。給与の一定割合を社会保険料として毎月計算し、報告する仕組みにすれば、保険料の支払い漏れはもちろん、金額の誤りなどもリアルタイムで検知できる。

- デジタル化によって効果を生むためには、全ての情報が電子的に揃う必要がある。
 - **Single Touch Payroll** は(将来的に)全事業者を対象としており、例外を認めていない。考え方としては“Fair”であること。年金保険料を払わない事業者は、年金保険料をはらっている「ちゃんとした」事業者に対して不当な競合優位性を有しており、これは排除すべきという考え方。
 - 日本の場合は、零細事業者への配慮によって、電子化の徹底(義務化)を躊躇いがちだが、1%でも紙が残れば、本当の意味での **Straight Through Processing** は達成されない。そもそもこれからの時代に対応できない事業者を過度に保護することは、不当な競合優位性によって、電子化にも積極的に取り組む新しい事業者の成長を阻害することになるのではないか。
- 一方で、事業者や従業員が円滑に対応できるように、十分な時間をかけることが必要。
 - **Single Touch Payroll** は、RTI という前例があった上で、構想から導入まで 6 年かかっている。さらに義務化は進めながらも、ペナルティを猶予することによって、ある程度普及するまで 6 年程度を見込んでいる。
 - オーストラリアの場合は、既に電子申告が当たり前ものになっており、さらに事業者の場合、少なくとも 3 ヶ月に一度必要となる **BAS** の電子申告も当たり前のこととして行われている。つまり電子申告の定着度という意味で、前提条件が全く異なる。電子申告の一般化や、そのための業務ソフトの活用が進んでいない日本で考えると、オーストラリア以上に時間をかける必要がある。
 - 電子申告を当たり前のものとするために、認証のあり方も考えるべきではないか。オーストラリアは、不正の可能性は排除できないが使いやすい方式によって、電子申告の定着を実現している。絶対に不正が起きない仕組みを目指す日本のやり方では、使い勝手に課題があり、電子申告が定着しにくいのではないか。

8. [追記] 2019 年 10 月時点での進展

- STP の導入は順調に進んでいる模様。昨年のヒアリング時よりも前倒しで進んでいる。
- 中規模事業者(Substantial businesses, 従業員 20 名以上)
 - 2018 年 7 月に義務化が始まった。目標としていた 2019 年 6 月に導入率 95%は達成済みであり、現状は 98%~99%まで来ているとみている。
 - **Digital Service Provider(Software Vendor)**に認めていた **deferral program** は既に終了。今は個別の事業者に対し、個別に対応している。
 - STP 対応しないことによるペナルティはまだ課していないが、猶予期間(**grace period**)はほぼ終了しつつあると考えており、ペナルティを課すのもそう遠くないだろう(**getting close**)。
 - 対応していない事業者には、e-mail や手紙でコミュニケーションを取り、対応を促している。

- 小規模事業者(Small businesses, 従業員 20 名未満)
 - 2019 年 7 月に義務化が始まった(前回訪問時は、法制化の関係で、早くても 2020 年 7 月ということだったが、結果的には早まった模様)。対応に向けた猶予期間は 3 ヶ月を想定しており、もう猶予期間も終了した状態。Substantial businesses に比べ、猶予期間が短いのは、Substantial businesses の時にはソフトウェア側の対応も完了していなかったが、現在では、ソフトウェアの対応も完了しており、いつでもすぐに対応できる状況になっているから。
 - 導入は順調に進んでいる。一時は、一日に 4 万から 5 万の事業者がサインアップしてきた。義務化一年後となる 2020 年 6 月には導入率 95%まで行くと考えている。
 - やや課題となっているのは、零細事業者(Micro businesses)。零細事業者向けには、従業員数 1~4 名向け、月額利用料が A\$10 以下のソフトウェアを募り、プロモーションを行っている。この他 Tax agent を利用することも勧めている。また、時限的措置だが、四半期ごとのファイリングも認めている。
 - この他、季節雇用者(Seasonal employees)や、ファミリー雇用者(Closely held payees)も課題であり、両方とも四半期ごとのファイリングも認めている。これは恒久的措置。また、Tax agent の利用も促している。
- STP 対応するソフトウェアは様々なニーズに応じた様々なソフトウェアが十分に存在している。
 - ATO のサイトで対応ソフトウェアの一覧を提供している。また上述のように、Micro businesses 向けの廉価なソリューションについては、専用の一覧を作成し、プロモーションを行っている。
 - STP 対応する中で、ソフトウェアは買い切るものという理解から、継続的に利用料を支払うものという理解に変わってきている。これは DSP にとってポジティブに作用しているのではないか。
- Ph-2 として予定されていた STP で収集した情報の福利厚生当局(Welfare agency)への共有は既に始まっている。
 - このために、2020 年には STP でより多くの情報を収集する予定。これは、全く新しい情報ではなく、既に STP 以外の手法で収集していた情報。STP を活用することによって、“Tell us once”を実現する。
 - STP のデータ規格は現状で Ver. 3。これが 2020 年に Ver. 4 になる。データ規格の移行は 12 ヶ月から 18 か月かけて行う。
- Ph-3 の州政府(State government)との情報共有はまだこれから。州税となる payroll tax(注記: 事業者が支払った給与総額に対して課せられる)の処理に活用できるはず。ただ、現状ではまだ年金保険(Superannuation)とのマッチングが優先と考えている。
- リアルタイムでの報告だけではなく、リアルタイムでの納税は、やはり難易度が高い。当面は、リアルタイムでの納税も可能にするぐらいではないか。
- NZ での同様な仕組みについて、詳しい状況は不明だが、予定通りに導入されたと理解している。
- イギリスの MTD に関しては、静観。
 - オーストラリアの個人所得税の電子申告率は 90%を超え、API でのデータのやり取りは一日に 700 万件、一年に 10 億件にも達しており、(MTD 的な手法をとらずとも)デジタル化は相応に進んでいると考えている。
- eInvoicing に関しては、オーストラリア政府として、PEPPOL を採用する。
 - オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールがこのタイミングで PEPPOL 採用を決めた。オ

ーオーストラリアについては 2019 年中に正式決定となる予定。

- オーストラリア政府が PEPPOL を採用し、普及に向けて、非金銭的なインセンティブを提供する。具体的には、政府調達について、PEPPOL で eInvoice として請求すると、早めに支払いを受けられるなど。
- PEPPOL においては、政府は C1(Buyer)として機能する(C4 が Seller, C2/C3 が C1/C4 と接続するアクセスポイント)。将来的には、政府が C5 として C2/C3 の間に介在するという発想もなくはないが、そこまでやりたいとは思っていない。常に間に介在しなくても、必要な時に audit できるような仕組みさえあればいい。

以上

(文責: 弥生株式会社 岡本 浩一郎)